

証明書のコンビニ交付

一時停止

システムメンテナンスのため、次の期間はコンビニでの証明書取得ができなくなります。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

時12月1日(火) 終日

12月8日(火) 終日

取得できる証明書 追加

12月9日(水)から、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスで、新たに「個人番号(マイナンバー)」を記載した住民票の写しと「住民票記載事項証明書」が取得できるようになります。

全国のコンビニなどに設置されているマルチコピー機から取得できますので、ぜひ活用してください。

時12月9日(水)～(予定)

問総合窓口課

TEL06-6992-1525



還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者が「払い過ぎた保険料や医療費を返金する」と口座情報を聞き出したり、「還付金があるため、ATMで直接手続きを行ってほしい」「今日でないと手続きができない」と銀行やコンビニなどのATMに誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺が多発しています。

市では、還付金がある場合、皆さんに文書で通知を行っています。電話で、ATMでの手続きをお願いすることは絶対にありません。

このような不審な電話には、絶対に応じないでください。

問保険課

TEL06-6992-1545



適切な受診で医療費の適正化を

柔道整復師・はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の施術を受ける場合、医療保険を適用できるケースは限られています。

正しく理解し、適切な受診をすることは医療費の適正化につながりますので、ご協力をお願いします。

医療保険が適用になる場合

▽柔道整復師…骨折・脱臼・打撲・捻挫(肉ばなれを含む)

※骨折・脱臼は、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。

▽はり師・きゅう師…神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症・その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

▽あん摩マッサージ指圧師…筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

問保険課

TEL06-6992-1545

問大阪府後期高齢者医療広域連合給付課

TEL06-4790-2031



保険料の納付は口座振替が便利

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付を市指定金融機関の口座からの自動引き落としにすれば、納付しに行く手間がはぶけ、納付忘れがなくなります(翌年度からも自動更新されます)。

市指定金融機関(郵便局を含む)の窓口で、備え付けの申請用紙にて申請。

申請手続きに必要なもの

金融機関によって異なりますので、手続きに行く金融機関に確認してください。

市役所の窓口では、キャッシュカードのみ(暗証番号が必要)で口座振替申請ができる「ペイジー口座振替受付サービス」を実施しています。取り扱いできない金融機関もありますので、詳しくは市ホームページを確認してください。

問保険収納課

TEL06-6992-1537、1538

従業員の給与支払報告書の提出

給与の支払者(事業主)には、原則、給与支払報告書の提出が義務付けられています。

令和8年度(令和7年分)の給与支払報告書を提出した支払者には、12月初旬ごろに総括表を送付します。

また、個人市・府民税の特別徴収(給与からの差し引き)にご協力ください。

問課税課市民税担当

TEL06-6992-1456

市税は納期内に納めましょう

固定資産税・都市計画税 第4期

納期限 11月30日(月)

固定資産税・都市計画税と個人市民税・府民税・森林環境税(普通徴収分)の第1～3期分、軽自動車税を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。

納期までに近くの金融機関やコンビニなどで納付をお願いします。口座振替(自動払い込み)を利用している人は、預金残高を確認してください。

納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し、差押・公売などを行っていくことになりますので、納期限内での納付を必ずお願いします。

病气や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

問納税課

TEL06-6992-1852～1854

市長への表敬訪問

市では、芸術文化・スポーツの全国大会などで優秀な成績を収めた人や、功労顕著な事績を有し表彰を受けた人などの市長への表敬訪問を受け付けています。

対▽市内在住

▽市内に活動の拠点を置く団体

備日程など希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

問市長室

TEL06-6992-1302



固定資産税の減額措置

～省エネ改修工事～

平成26年4月1日以前から所在する家屋に対して一定の省エネ改修工事を行った場合において、翌年度の固定資産税額から3分の1が減額されます。

適用を受けるための主な要件

▽改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下であること。

▽店舗など併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること。

(ただし、賃貸住宅部分は控除対象外)
▽省エネ改修後の断熱改修部位がいずれも平成28年省エネ基準相当に新たに適合すること。

▽ア「窓の断熱改修工事(必須)」

イ「床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事」

ウ「太陽光発電装置の設置工事」

エ「高効率空調機の設置工事、高効率給湯器の設置工事、太陽熱利用システムの設置工事」

ア～エの合計額が税込60万円を超えていること(ウ・エの設備設置工事を行う場合は、ア・アと併せて行うイの工事に充てた工事費用が税込50万円を超え、ア～エの合計額が税込60万円を超えていること)

▽令和13年3月31日までに工事を完了すること。

申改修後3カ月以内に、①～③を課税課資産税担当に提出。

①固定資産税減額申請書

(課税課で配布)

②工事明細書・領収書など

③建築士、指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した「増改築等工事証明書」

備住宅バリアフリー改修による固定資産税の減額措置が適用されても、省エネ改修工事を行った場合は、それぞれに減額措置が適用されます。

詳しくは問い合わせください。

問課税課資産税担当

TEL06-6992-1474



知っていますか？

固定資産税～償却資産

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の、固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者に課税されます。このうち、償却資産とは事業の用に供する資産(機械・パソコン・陳列ケース・医療器具など)で、その減価償却額が減価償却費が法人税法や所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

注取得価額10万円未満の償却資産および自動車税・軽自動車税(種別割)の課税対象は、原則申告対象外。家屋の所有者以外の人(テナントなど)がその事業のために取り付けた附帯設備(電気・給排水設備・内装など)は、家屋と一体でも償却資産とみなされ、取り付けた人(テナントなど)が納税義務者です。

問課税課資産税担当

TEL06-6992-1474



固定資産税の特例措置

土地に対する固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在、住宅の敷地となっていれば、特例措置により軽減されます。

賦課期日現在、住宅を建て替え中の場合でも、前年度の賦課期日における建て替え前の住宅の所有者が同じで、建て替え後の翌年度の賦課期日における住宅の所有者であることなど、一定の要件を満たすと申告により軽減対象となります。

問課税課資産税担当

TEL06-6992-1474



お知らせ

給与の年末調整

年末調整とは

サラリーマンなどの給与所得者が、1年間の給与総額が確定する年末にその年の所得税を再計算し、それまでに源泉徴収していた税額との差額を還付・徴収する手続きです。勤務先から住まいの市町村へ給与支払報告書として提出され、翌年の個人市・府民税の課税資料となります。

年末調整を受けるには

「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を勤務先へ提出してください。必要に応じて生命保険料・地震保険料などの控除や住宅借入金等特別控除(2年目以降)を申告する書類を提出する必要があります。

医療費控除や初めて住宅借入金等特別控除を受ける場合は、税務署(場合により市)へ申告書を提出してください。

注ふるさと納税のワンストップ特例制度を利用していても、確定申告や住民税の申告をすると、特例が適用できないため、申告の際はあわせて寄附金控除を申告してください。

問課税課市民税担当

TEL06-6992-1456

個人市府民税のよくある質問Q&A

Q.年の途中で守口市から他の市区町村へ引っ越し(転出)した場合、どうなるの？

A.個人市・府民税は、原則その年の1月1日現在に住民登録をしている市区町村で課税されます。

そのため、年の途中で守口市から他の市区町村へ引っ越し(転出)した場合でも、守口市で課税されます(転出先の市区町村では翌年から課税となります)。

問課税課市民税担当

TEL06-6992-1456